k　項番12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十五条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。

l　項番13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十六条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。

m　項番14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十六条第一項の支払を行う金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十七条第一項の差し入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十八条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十九条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十一条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び準用流動性カバレッジ比率告示第五十五条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

n　項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十条各号に掲げるものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額、準用流動性カバレッジ比率告示第五十三条の流動性ストレス時に信用金庫連合会が行うと見込まれるものの額及び準用流動性カバレッジ比率告示第五十四条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

o　項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

⑶　資金流入額

a　項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十三条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

b　項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十五条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第六十五条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

c　項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、準用流動性カバレッジ比率告示第六十八条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十一条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十二条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十三条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第七十四条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六十七条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、準用流動性カバレッジ比率告示第六十八条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び準用流動性カバレッジ比率告示第六十九条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d　項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

⑷　単体流動性カバレッジ比率

a　項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第八条において読み替えて準用する流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。

b　項番22「純資金流出額」の欄には、準用流動性カバレッジ比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。

c　項番23「単体流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番22で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。

d　項番24「平均値計算用データ数」の欄には、項番23の単体流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

⑸　その他

a　この別紙様式第一号は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。また、附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第一号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

b　適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第一号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第一号を作成することができる。